

前回会議における委員提出資料

金野委員 提出資料

【委員提出資料 1】

第 2 回_自治体経営改革戦略会議（H24. 5. 29 開催）

PDCA 型総合計画の構成について

■課題

- ・ 従前の総合計画の体系は、PDCA 導入には不向き
- ・ 分厚い計画書は誰も見ない
- ・ 基礎的な住民サービス（ルーチン）を無理に体系化することは不要
- ・ 進行管理のための進行管理の事務は職員の士気を下げる
- ・ ヤル気のある職員が組織に埋没するもの一般的な事実
- ・ 市長マニフェストの反映

■方向性

- 業務を R（ルーチン）リストと P（プロジェクト）リストに仕分け
- 市長マニフェストを、この R リスト・P リストに落とし込む
→ 新規プロジェクト立ち上げ、ルーチン業務の改善など
- 地域の将来像も含めて、市民向けの政策広報冊子を作成

業務内容仕分けの考え方

	担当	目標	評価指標
R:ルーチン ・適切にサービスを提供 ・制度改正等に対応	担当課	・堅実な業務執行 ・業務効率化 ・サービス向上	・サービス数 ・人員 ・予算 ・市民の声
P:プロジェクト ・仕組みを変える ・新しい事業を起こす	チーム ※申告制 ※工程表	・スキーム構築 ・社内起業	・利用数、売上、 雇用人数、起業 件数など ・チャレンジ

◎プロジェクトに関する留意事項

- ・ プロジェクトの成否は、人・物・既存制度などのリソースに依存
- ・ ※申告制：関係課スタッフを中心に、意志と能力を有する人材を集結
- ・ ※工程表：リーダーに事業全体のマネジメント権限を付与
- ・ 個人の評価：ルーチン 0.6 + プロジェクト 0.4 ← 人事評価フレームを設定

■その他

- ・ 評価指標は、事業目的に合致するものを選定
- ・ 総合計画＝政策広報冊子＋附属資料（R リスト、P リスト） …と理解

萩原委員 会議終了後提出資料

1. 発言の趣旨

市民の総意に基づく

基本構想 ← 【自治基本条例】

(マニフェスト反映)

基本計画

(計画策定に係る権限の付与・財政手続)

「体系・分野ごとの条例」(条例改正または新たに制定)

実施計画

「実施に必要な個別条例」(条例改正または新たに制定)

2. 発言のまとめ

※総合計画＝「基本構想」「基本計画」「実施計画」は、いずれも議会の議決に基づく条例に根拠を有することが望ましい（計画に対する法的コントロールの要請）。

※基本計画及び実施計画策定に係る権限を条例において明文化することにより、計画の実効性を法制的に担保することが可能となる（基本計画・実施計画の法的位置づけ、計画策定権を有する者の位置付け、計画実施に係る費用要請に係る位置づけ等）。

※基本計画・実施計画の実効性担保＝「権限（計画策定権）」と「財源（計画実施予算）」

（福士明「政策実体論総論(1)自治基本条例と総合計画」フロンティア 38 号・

<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/siryoukan/fukusi1.htm> 参照)